



石川労働局発表
令和6年10月29日(火)

【照会先】

石川労働局労働基準部賃金室
室長 南出 清一
室長補佐 石間 康時士
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

令和6年度 石川県特定(産業別)最低賃金の改正答申について ～石川県内4つの特定最低賃金が改正されます～

石川地方最低賃金審議会(会長 栗田 真人^{あわだ まさと}:尾張町法律事務所 弁護士)は、本年8月27日(火)に石川労働局長(八木 健一^{やぎ けんいち})から「石川県特定(産業別)最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、石川県特定最低賃金専門部会を設置した上で、慎重かつ真摯に調査審議を重ねてきた結果、10月28日(月)までに、4つの産業の石川県特定最低賃金の改正決定について結審し、石川労働局長に対しその旨の答申を行いました。(答申の概要は下記)

今後、石川労働局では、この答申の内容についての異議の申出に関する公示等を経て官報公示することとしており、改正後の特定最低賃金は、令和6年12月31日(火)に発効となる予定です。

(※) 特定最低賃金

最低賃金法第15条に基づき、特定の産業を営む事業場の労働者に適用される最低賃金で、原則として地域別最低賃金である石川県最低賃金(時間額 984円)より高い金額水準で設定されます。

《特定最低賃金に係る改正決定答申の概要》

No.	最低賃金の名称	現行の最低賃金額(時間額)	改正後の最低賃金額(時間額)	引上げ額	改正効力発効日
1	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	1,000円	1,040円	40円	令和6年 12月31日
2	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	1,000円	1,040円	40円	
3	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	963円	1,008円	45円	
4	石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	950円	994円	44円	

※ 詳細は、別紙をご覧ください。

1 最低賃金の種類について

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

特定最低賃金は、事業別（産業別）又は職種別に分類されますが、現在は、事業別（産業別）の産業別最低賃金のみが設定されています。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47つの最低賃金が定められています。

なお、地域別最低賃金は、[1] 労働者の生計費、[2] 労働者の賃金、[3] 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

(2) 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されています。

2 最低賃金の適用される労働者の範囲について

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。）。

特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。）。

3 その他

(1) 最低賃金の周知義務（最低賃金法第8条）

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

(2) 最低賃金の周知広報

最低賃金額は、賃金や物価等の動向に応じ、ほぼ毎年改定されており、報道機関、地方自治体の広報誌、各種団体の機関紙などを通じてお知らせしています。

(参考)

○最低賃金法（昭和 34 年 4 月 15 日法律第 137 号）（抄）

第 4 条（最低賃金の効力）

第 1 項 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第 2 項 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

第 15 条（特定最低賃金の改正等）

第 2 項 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）（抄）

第 24 条（賃金の支払）

第 1 項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。